

●香川県告示第322号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により中讃広域都市計画公園を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成23年8月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域  
6・5・101 丸亀総合運動公園  
縦覧に供する図面表示のとおり
- 2 縦覧場所  
香川県土木部都市計画課